

平成29年度社会福祉法人棚倉町社会福祉協議会事業計画

〔基本計画〕

今日の社会福祉を取り巻く環境は、人口の減少と少子高齢化の急速な進展や核家族化、家族機能の低下などにより大きく変化し、高齢者の孤立、災害弱者の対応、生活困窮問題など多種多様な福祉課題が生じてきています。

この様な状況の下、当協議会におきましては、町民の皆様が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活ができるよう、保健、医療、福祉団体はもとより、住民参加による連携と協働のもと、「安全で安心して暮らせる地域づくり」を進めて参ります。

特に、地域包括支援センターを核として関係機関・団体と連携を深めながら、住民同士の支え合い、助け合い、見守りを基本とした地域福祉ネットワークの構築や要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活が最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け取り組んで参ります。

また、ボランティア養成事業や地域サロン事業の推進を図りながら、地域住民の助け合い活動、仲間づくり活動を積極的に進め、住民ニーズに応えられる福祉支援活動を展開して参ります。

一方、居宅介護・訪問介護などの福祉サービスについては、提供する事業者として、職員の資質向上を図りながら、近年の要介護者の需要増加に応えるため、質の高い福祉サービスを提供し日常生活の介助と自立を支援して参ります。

〔重点事業〕

1. 法人運営事業

- (1) 法人運営の組織強化を図り、財政基盤の確立と健全化に努めます。
- (2) 組織の活性化を図るため、役職員の研修機会の確保に努めます。
- (3) 会員の拡大と会員会費の確保に努めます。
- (4) 共同募金運動を積極的に展開し、地域福祉活動の推進に努めます。
- (5) 事業の創意工夫による効率化を図り、経費節減に努めます。
- (6) 事業活動に検討を加え、自主財源の確保に努めます。

2. 地域福祉活動事業

- (1) 地域福祉活動事業の推進を図るため、次の事業を実施します。
 - ① 地域福祉活動の活性化を図るための事業支援を行います。
 - ② 重度心身障がい児（者）の外出支援を行うため、タクシー券の交付や自動車ガソリン代の助成を行います。
 - ③ 要援護高齢者等の支援と地域の福祉活動を推進するため「地域福祉ネットワーク」促進団体を指定するとともに、活動に対する助成と支援を行います。
 - ④ 地域の集会施設を活用した「地域サロン事業」を開催し、誰もが気軽に集い、地域の方々との交流の中で、趣味・娯楽を通しての生きがい活動や心身機能の維持向上を支援します。

- ⑤民生児童委員、老人クラブ、身体障がい者福祉会等の関係団体との連携を図り、地域住民の福祉に対するニーズを把握するとともに、地域福祉活動の推進に努めます。
 - ⑥町のレクリエーション教室開催事業を活用した「秋のフェスティバル」を開催し、参加者相互の交流と親睦を深めます。
 - ⑦社協機関紙「しあわせ」を年4回発行し、町民への社会福祉に関する理解と意識の高揚を図るため、社会福祉情報の提供に努めます。
- (2)身近な相談機関として「心配ごと相談所」を定期的開設し、住民の様々な相談に応じ問題解決につなげていきます。
- ①弁護士による心配ごと相談を毎月1回開催します。
 - ②民生児童相談員による心配ごと相談を毎月1回開催します。
 - ③社協職員による相談を随時受付ます。
- (3)福祉活動・福祉行事等への参加促進とボランティア・福祉団体の研修会への参加支援と育成のため、福祉バスの貸出運行を行います。
- (4)奨学資金給付事業として、母子・父子家庭で高等学校に就学を希望する生徒に奨学資金の給付を行い、向学心の高揚と教育の機会均等に努めます。
- (5)生きがい生活支援事業
- 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな町民を対象に、参加者同士の交流を深め、健康で自立した日常生活が送れるよう、町からの受託事業として日帰り通所の生活支援サービス事業「生きがい生活支援事業」を、町保健福祉センターを活用して実施し、高齢者の生きがいづくりと自立生活を支援します。
- また、この事業を通して、ボランティアへの活動の場の提供にも努めます。
- ①参加者の健康チェック、食事等の生活支援
 - ②健康体操、入浴、創作、趣味活動
 - ③レクリエーション、教養講座
 - ④日常生活における各種情報の提供
- (6)ボランティアセンター事業
- 地域住民の共に助け合う心を育てるため、ボランティアセンター事業を展開し、ボランティアの育成と組織強化を推進するとともに、既存の団体活動への支援を行います。
- また、個人登録ボランティアの活動の場の提供に努めます。
- ①ボランティア情報の収集と啓発活動
 - ②ボランティアに関する実態把握及び関係機関との連絡調整
 - ③ボランティア研修会等の開催
 - ④ボランティアの登録、斡旋及び相談

3. 訪問介護事業

利用者が可能な限りその居宅において、自らの有する能力に応じた自立した日常生活が営むことができるよう支援を行います。

- ①町受託事業の軽度生活援助事業として、高齢者の家庭等にホームヘルパーの派遣による訪問サービスを提供し、日常生活等の介助と自立支援を行います。

- ②障がい者福祉サービス事業所として、安定した事業運営の確保と身体障がい児者・知的障がい児者・精神障がい者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事や身体の清潔保持等の介助、その他の日常生活を営むのに必要な訪問介護サービスを提供し、日常生活の介助と自立を支援します。
- ③屋外での移動が困難な障がい者等について、地域における自立支援及び社会参加を促すための支援を行います。

4. 資金貸付事業

資金の貸付制度の周知と活用を図り、生活困難者等の生活の安定と向上を図るため、次の事業を行います。

- ①県社協生活福祉資金の貸付業務を行います。
- ②町社協生活福祉資金の短期貸付を行い、安心できる生活支援に努めます。
- ③町社協高額療養費貸付資金の貸付を行い、安心できる療養・生活支援に努めます。

5. 共同募金配分金事業

- ①ひとり暮らし高齢者、障がい者、母子・父子等で生活困難世帯に、夏季及び年末に金品を贈り、自立を支援します。
- ②健康長寿と高齢者の社会参加を促進するため、「高齢者交流会」を開催します。
- ③民生児童委員協議会の各部会及び福祉団体等の事業活動に対する助成と支援を行います。
- ④新春風まつり凧揚げ大会事業に助成し、親子でのふれあい事業を支援します。
- ⑤町が実施している緊急通報装置と連動した火災通報システム事業により、ひとり暮らし高齢者の見守り活動を支援します。

6. 福祉サービス利用援助事業

福島県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を活用し、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な方への福祉サービスの利用と日常生活上の金銭の取扱いに関する援助を行います。

7. 居宅介護支援事業

要介護状態又は要支援状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、利用者に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者や関連機関との連絡調整やその他の便宜の提供を行います。

- ①要介護者の居宅サービス計画（ケアプラン）の作成と管理業務
- ②要支援者の介護予防サービス計画作成と管理業務
- ③要介護認定調査の実施（町からの委託業務）

8. 地域包括支援センター事業

地域包括ケアを支える中核的な組織として、地域の高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあ

るその人らしい生活を継続することができるよう、また、できる限り要介護にならないよう介護予防サービスを適切に確保するとともに、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供されるよう事業を展開し、包括的かつ継続的なサービス体制の確立に努めます。

- ①地域の多様な資源を活用し、総合的、重層的なサービスネットワークの構築に努めます。
- ②地域に住む高齢者の様々な相談を総合的に受けとめるとともに、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態を把握し、適切な機関、制度、サービスにつなぎ継続的なフォローを行います。
- ③高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、介護保険のみならず保健福祉・医療サービスやボランティア活動、支え合いなどにより、ケアマネジメント体制の構築を支援します。
- ④介護予防事業、新たな予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメント及びケアプランの作成に努めます。
- ⑤地域包括支援センターの業務等を地域住民に周知するため、広報紙等を活用した情報提供に努めます。
- ⑥地域ケア会議を開催し、個別ケースの検討や課題分析を行い、地域課題の把握及び解決のために必要な支援体制づくりを町につなげるよう努めます。
- ⑦ケアマネージャー連絡会議を開催し、町内ケアマネージャーの質の向上を目指すとともに、困難事例等の個人支援を行います。
- ⑧認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。